

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	政治資金制度の見直しに関する国会論議 －令和８年の第２２１回国会（特別会）までの経緯と論点－
著者 / 所属	三角 政勝 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	487 号
刊行日	2026-9-29
頁	32-46
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

政治資金制度の見直しに関する国会論議

— 令和8年の第221回国会（特別会）までの経緯と論点 —

三角 政勝

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 第219回国会及び第220回国会における経過
3. 第221回国会に提出された各法律案の概要
4. 第221回国会における審議経過と主な論点
5. 今後の検討事項

1. はじめに

近年の政治資金制度の見直しについては、令和6年1月に召集された第213回国会(常会)以降、3回の国政選挙を経つつ、今日に至るまで2年半以上にわたり議論が続いている¹。

まず、令和6年6月に「政治資金規正法の一部を改正する法律」(令和6年法律第64号)が制定され、その後、同年10月の第50回衆議院議員総選挙を経て、同年12月に「政治資金規正法の一部を改正する法律」(令和7年法律第1号)及び「政治資金規正法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第2号)とともに、政治資金に関する第三者機関の設置のための「プログラム法」として「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」(令和7年法律第3号)²が制定された。

その後、令和6年12月に閉会した第216回国会(臨時会)では、企業・団体献金の扱いについて会派間の合意が得られず、衆議院の「政治改革に関する特別委員会」(以下「特別委員会」という。)の理事会において、「企業・団体献金禁止法案については、衆議院政治改革特別委員会において精力的に議論を行い、令和6年度末までに結論を得る。」との「申合せ」が行われた上で、衆議院における関係法律案が継続審査とされた。

令和7年1月に召集された第217回国会(常会)においては、継続審査とされた法律案の

¹ 第213回国会から第217回国会までの国会審議の経過等については、本誌No. 469(令6. 9)、No. 476(令7. 7)、No. 478(令7. 9)における拙稿を参照。

² 令和7年法律第3号は、いわゆる「プログラム法」として、政治資金監視委員会についての基本的な枠組み等を定めるものであり、この法律により直接に政治資金監視委員会が設置されるものではない。

ほか、新たに提出された企業・団体献金制度の見直し等に関する法律案が審議されたが、前国会の「申合せ」で記された令和6年度末までに結論を得られないまま、令和7年6月の閉会時点で衆議院の特別委員会に付託されていた法律案は、いずれも継続審査とされた。

以下、本稿では、その後の政治資金制度の見直しに係る法律案の審議の経過とともに、令和8年2月に召集された第221回国会（特別会）において衆議院で審議された政治資金制度の見直しに係る法律案に対する質疑を中心とした主な論点等を整理する³。

2. 第219回国会及び第220回国会における経過

令和7年7月の第27回参議院議員通常選挙を経て、同年10月に召集された第219回国会（臨時会）では、新たな連立政権の枠組みの下⁴、第1次高市内閣が発足した。同国会では、第217回国会から継続されていた法律案のほか、政治資金制度の見直しに関する新たな法律案も提出された。

具体的には、図表1のとおり、第219回国会では、衆議院において7法律案が前国会から継続されたほか、新たに2法律案が提出された。これらの9案はいずれも成立せず、全て第220回国会（常会）に継続されたが、同国会の召集日である令和8年1月23日に衆議院が解散されたため、いずれも未了となった⁵。

また、第219回国会において参議院に提出された第219回国会参第7号は、同国会で未了となった。

³ 本稿において、国会会議録からの引用は、原則として、文体を「敬体」から「常体」に改めるとともに、発言の趣旨を損なわないと考えられる範囲で要約している。また、脚注において引用の出所として記載した国会会議録のほかにも同趣旨の答弁等が行われていることが少なくない。

本稿における衆議院における会派の名称は、原則として当該記述の時点で使用されていた略称とし、自民（自由民主党・無所属の会）、立憲（立憲民主党・無所属）、維新（日本維新の会）、国民（国民民主党・無所属クラブ）、公明（公明党）、有志（有志の会）、参政（参政党）、保守（日本保守党）、中道（中道改革連合・無所属）、みらい（チームみらい）と表記した。なお、参議院における「国民民主党・新緑風会」の略称は「民主」としている。また、本稿において、各法律案は、原則として各院における提出番号（第○回国会衆第○号など）により表記する。

⁴ 「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」（令和7年10月20日）において、政治資金制度に関しては次のように記されている。「企業団体献金の取り扱いについては、自由民主党は「禁止より公開」、日本維新の会は「完全廃止」を主張してきた。特定の企業団体による多額の献金が政策の意思決定を歪めるのではないかという懸念を払拭し、国民に信頼される政治資金の在り方を追求し、そのための制度改革が必要であるとの課題意識は共有しつつも、現時点で最終結論を得るまでに至っていない。そこで、両党で、企業団体からの献金、政治団体からの献金、受け手の規制、金額上限規制、機関誌等による政党の事業収益及び公開の在り方等を含め、政党の資金調達の在り方について議論する協議体を令和七年臨時国会中に設置するとともに、第三者委員会において検討を加え、高市総裁の任期中に結論を得る。」「政党におけるガバナンスを明確化するため、政党法について検討を進める。」

⁵ なお、「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」（令和7年10月20日）において、衆議院の選挙制度に関し、「一割を目標に衆議院議員定数を削減するため、令和七年臨時国会において議員立法案を提出し、成立を目指す。」とされたことを踏まえ、第219回国会においては、自民及び維新から「衆議院議員の定数削減等に関する法律案」（第219回国会衆第11号）が提出された。この法律案の扱いについては、委員会に付託されないまま、衆議院において継続審査とされたが、第220回国会における衆議院解散により未了となった。

図表1 第219回国会(臨時会)又は第220回国会(常会)において
未了となった政治資金制度の見直しに関する法律案

提出 議院	提出日	提出会派	法律案名(提出番号)	審議の結果等
衆 議 院	R6. 12. 9	立憲、維新、 参政、保守	政治資金規正法の一部を改正する法律案(第216回国会 衆第9号)	第220回国会における 衆議院解散により未了
	R6. 12. 10	国民	政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法 律案(第216回国会衆第12号)	
	R6. 12. 10	立憲	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第216回国 会衆第13号)	
	R7. 1. 31	自民	政治資金規正法の一部を改正する法律案(第217回国会 衆第4号)	
	R7. 1. 31	自民	政治資金規正法の一部を改正する法律案(第217回国会 衆第5号)	
	R7. 3. 19	立憲、維新、 有志、参政	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法 律案(第217回国会衆第21号)	
	R7. 6. 13	維新	政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(第 217回国会衆第55号)	
	R7. 11. 19	国民、公明	政治資金規正法の一部を改正する法律案(第219回国会 衆第2号)	
	R7. 12. 1	自民、維新	政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措 置に関する法律案(第219回国会衆第8号)	
参 議 院	R7. 12. 12	民主	政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透 明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する 法律案(第219回国会参第7号)	第219回国会において未了

(注) 提出会派の名称は、提出時点で各議院において使用された略称で、前記脚注3のとおりである。

(出所) 筆者作成

3. 第221回国会に提出された各法律案の概要

(1) 法律案の提出

衆議院解散に伴い令和8年2月8日に執行された第51回衆議院議員総選挙を経て、2月18日に第221回国会(特別会)が召集され、第2次高市内閣が発足した。同国会においては、図表2のとおり、政治資金制度の見直しに関する法律案が各議院に提出されたが、これらのうち、衆議院に提出された3案は継続審査とされ、参議院に提出された2案は未了となった。

図表2 第221回国会(特別会)に提出された政治資金制度の見直しに関する法律案

提出 議院	提出日	提出会派	法律案名(提出番号)	審議の結果等
衆 議 院	R8. 3. 2	中道、国民	政治資金規正法の一部を改正する法律案(第221回国会 衆第1号)	衆議院において継続審査
	R8. 6. 10	自民、維新	政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措 置に関する法律案(第221回国会衆第12号)	
	R8. 6. 12	参政、みらい	政治資金規正法の一部を改正する法律案(第221回国会 衆第14号)	
参 議 院	R8. 3. 19	民主	政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透 明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する 法律案(第221回国会参第1号)	参議院において未了
	R8. 6. 30	公明、民主	政治資金規正法の一部を改正する法律案(第221回国会 参第12号)	

(注) 提出会派の名称は、提出時点で各議院において使用された略称で、前記脚注3のとおりである。

(出所) 筆者作成

（２）提出された各法律案の概要

第221回国会に提出された政治資金制度の見直しに関する各法律案の主な内容は、次のとおりである⁶。

ア 政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第１号）【中道、国民】

→ 衆議院において継続審査

① 企業・団体献金の規制強化

ア 企業・団体献金について、個別制限を創設し、同一の政党又は同一の政治資金団体に対しては、資本金の額や組合員数等に応じて定められている年間総枠限度額の５分の１に相当する額を超えることができないこととする。

イ 政党は、企業・団体献金を受けることができる政党支部として、一の都道府県の区域を単位として設けられる支部を、その区域につき一に限り、指定することができるとした上で、その指定政党支部以外の政党支部が企業・団体献金を受けることを禁止する。

② 政党及び政治資金団体以外の政治団体の寄附の規制強化

「その他の政治団体」のする寄附について、年間１億円の総枠制限を設けるとともに、同一の政治団体に対する年間２,０００万円の個別制限を課す。

③ 検討事項

ア 個人の寄附を促進するための税制上の措置に関する検討

イ 政党の組織、管理運営等に関する法制度の適用を受けない政党が企業・団体献金を受けることを禁止する措置に関する検討

* 本案は第219回国会衆第２号と同内容

イ 政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（衆第12号）【自民、維新】 → 衆議院において継続審査

① 趣旨

この法律は、国民の信頼を確保する観点から行われる政党等（政党、政治資金団体及び国会議員関係政治団体）の政治資金の収入に関する制度の在り方の検討及びその結論に基づく法制上の措置等について定める。

② 政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方の検討

政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る次の事項について、各政党等の成り立ち、組織の形態及び規模等が様々であることを踏まえつつ、国会に置かれる学識経験を有する者により構成される合議制の組織において検討が加えられ、令和９年９月30日までに結論を得るものとする。

ア 企業・団体献金を受けることができる政党の支部の範囲及び当該寄附の量的制限の在り方その他の当該寄附の在り方

イ 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする寄附の量的制限の在り方等

ウ 機関紙誌の発行等の事業収入に係る政治資金の授受に関する制度の在り方

エ アからウまでのほか、政党等の政治資金の収入に係る政治資金の授受に関する制度の在り方

オ アからエまでの収入に係る政治資金の公開に関する制度の在り方

③ 法制上の措置等

②の結論に基づき、必要があると認められるときは、速やかに法制上の措置その他の措置が講じられるものとする。

⁶ 各法律案の主な内容は、法律案要綱、委員会における趣旨説明等を参考に筆者が要約したものである。

* 本案は第219回国会衆第8号と同内容

ウ 政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第14号）【参政、みらい】

→ 衆議院において継続審査

① 企業・団体による献金・パーティー対価の支払の禁止

企業その他の団体が政治活動に関する寄附や政治資金パーティーの対価の支払をすることについて全面的に禁止し、これに違反した者は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

② 政治団体による寄附の量的制限の創設及び上限額の引下げ

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附について、同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体間の寄附を除き、総枠制限として年間6,000万円、同一の政治団体に対する個別制限として年間2,000万円の上限額を設ける。

③ 雇用関係の不当利用等による寄附等の制限

企業その他の団体は、その役職員又は構成員に対し、雇用その他の関係又は組織の影響力を不当に利用するなどして政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体をして、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をさせてはならないこととする。

エ 政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案（参第1号）【民主】 → 参議院において未了

① 趣旨

政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性・公正性の向上を図るために必要な制度の導入を早期に行うための基本となる事項を定める。

② 基本理念

主要な組織、意思決定の手続等を国民に明らかにするとともに、監査体制を強化する等により、政党自らが政治活動の公明と公正の確保を図ることを推進する。

③ 基本方針

ア 主要な組織、意思決定の手続等の公表等

政党の組織、管理運営等に関する重要事項を定める党則等の公表とともに、政党の支部に関する情報等の公表を義務付ける。

イ 監査体制の強化等

政党の会計の状況、管理運営の法令等への適合性について内部監査を義務付けるとともに、会計の状況について弁護士、公認会計士等による外部監査を義務付ける。

ウ 実効性の確保

この法律で義務付けた措置の実効性を確保するため、政党交付金の交付停止、減額等による対処措置の具体的な内容について、政治資金監視委員会において検討されるものとする。

* 本案は第219回国会参第7号と同内容

オ 政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第12号）【公明、民主】

→ 参議院において未了

① 企業・団体献金の規制強化

ア 企業・団体献金について、個別制限を創設し、同一の政党又は同一の政治資金団体に対しては、資本金の額や組合員数等に応じて定められている年間総枠限度額の5分の1に相当する額を超えることができないこととする。

イ 政党は、企業・団体献金を受けることができる政党支部として、一の都道府県の区域を単位として設けられる支部を、その区域につき一に限り、指定することができることとした上で、その指定政党支部以外の政党支部が企業・団体献金を受けることを禁止する。

ウ 企業・団体からの金銭による寄附は、政党の預貯金の口座への振込みの方法に限ることとする。ただし、1,000円以下の金銭による寄附については適用しない。

② 政党及び政治資金団体以外の政治団体の寄附の規制強化

「その他の政治団体」のする寄附について、年間1億円の総枠制限を設けるとともに、同一の政治団体に対する年間2,000万円の個別制限を課す。

③ 検討事項

ア 指定政党支部の収支報告書に係る情報のデータベースにおける提供に関する検討

イ 個人の寄附を促進するための税制上の措置に関する検討

ウ 政党の組織、管理運営等に関する法制度の適用を受けない政党が企業・団体献金を受けることを禁止する措置に関する検討

4. 第221回国会における審議経過と主な論点

(1) 審議経過の概要

衆議院の特別委員会においては、先述の衆第1号（中道、国民案）、衆第12号（自民、維新案）及び衆第14号（参政、みらい案）について、令和8年6月15日に趣旨説明、6月16日に国政調査を議題とした各会派の意見表明、6月18日に各案に対する質疑、6月22日に参考人の意見陳述及び質疑、6月23日に各案についての自由討議が行われたが、会期内に採決は行われず、いずれも継続審査とされた⁷。なお、参考人としては、中北浩爾・中央大学法学部教授及び谷口将紀・東京大学教授が出席した。

(2) 各会派からの意見表明

先述のとおり、衆議院の特別委員会においては、政治資金規正法等について、国政調査を議題として令和8年6月16日に各会派からの意見表明が行われた。それぞれの意見の概要は以下のとおりである⁸。

ア 自由民主党・無所属の会

第一に、政治資金の在り方については、我が党は一貫して、民主主義において政党が国民の多様な意見

⁷ 一方、第221回国会には、上記の法律案のほか、特別委員会に付託される議案として、「公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第26号）及び「衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案」（衆第28号）が提出された。このうち、衆第26号は、「選挙運動に関する各党協議会」において、選挙におけるSNS利用をめぐる課題を中心に行われた議論を踏まえ、衆議院の自民、中道、維新、国民、参政及びみらいの各会派により共同提出されたものであり、令和8年7月13日に成立した（令和8年法律第58号）。また、衆第28号は、衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法制上の措置の検討の在り方並びに当該措置を講ずべき期限について定め、あわせて当該措置が当該期限内に講じられない場合の措置について定めようとするものである。令和8年6月25日からは、衆第26号の審議に入り、同日の特別委員会で可決、翌6月26日の衆議院本会議で可決された。また、6月29日からは衆第28号の審議に入り、野党会派の出席が得られない中で質疑が行われたが、衆議院において採決に至らず継続審査とされた。

⁸ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第4号（令8.6.16）。なお、各会派の意見表明の概要は、筆者による会議録の要約であり、意見の全文は会議録を参照されたい。

を集約し、政策に反映させていくためには、公的助成だけでなく、経済社会の構成員に政治資金の支え手として幅広く参画いただくことが重要であり、政党交付金、個人献金、企業・団体献金のバランスが必要であると主張してきた。その上で、企業、団体は、経済社会における重要な主体であり、納税の義務を負っていることから、自らの政治的意見を表明するための、憲法第21条に基づく政治活動の自由の一環として、最高裁の判例上も企業・団体献金が認められているところである。

これに対して、中道、国民提出の法案は、企業・団体献金の受皿を制限する内容となっており、また、参政、みらい提出法案は、企業・団体献金を全面的に禁止する内容となっているが、政治活動の自由の一環として保障される献金に対して、公共の福祉の観点からの必要やむを得ない制約であるか、その必要性や合理性について憲法論から慎重に議論すべきであり、特に、企業・団体献金の全面禁止は、政治活動の自由の過度な制約であると考ええる。

また、中道、国民提出法案は、都道府県連以外の支部が企業・団体献金を受けることを禁止するものであるが、政党の支部が地域や職域に密着した活動を行い、国民からの様々な声を受け止め、政党本部へ集約していくことは、民主政治における政党の機能として極めて重要である。

我が党は、地域をくまなく活動し、民意を酌んで政策に反映させていくために、選挙区・地域・職域ごとに支部を組織している。都道府県連以外の支部が政党の組織としての活動を幅広く行うため、その活動に必要な資金について、企業、団体から政治資金規正法にのっとりた拠出を受けることを一律に禁止することも、政治活動の自由の過度な制約ではないか疑義がある。

さらに、野党提出法案は、いずれも、企業・団体献金を禁止又は規制強化としながら、政治団体を経由した基金を温存していることが最大の問題点と言わざるを得ない。労働組合が母体となった政治団体が既に複数つくられており、国会議員の後援会に献金されている実態が報道されている。様々な政治団体経由の献金を温存することは、政治資金の流れをかえって不透明にする点でも問題である。重要なことは、政治資金について、誰からどれだけ受け取ったのか、それをどのような政治活動に使ったのかを明らかにし、国民の不断の監視を仰ぐことではないか。

第二に、政党はそれぞれ固有の歴史を有しており、政党の活動を支える政治資金も、その成り立ちに応じて多岐にわたっている。これまでの国会の議論においても、企業・団体献金のみならず、政党が公的助成へ依存することの問題点を始め、政治団体への寄附の集め方、政治団体間の資金移動の在り方、政党機関紙などの事業収入の在り方のほか、個人寄附を拡充するための方策など様々な議論が重ねられたが、結論を得ることができなかった。そこで我が党は、日本維新の会と共同で、政治資金の在り方を検討するに当たり、国会に置かれる有識者会議において、企業・団体献金、政治団体による寄附、機関紙などの事業収入や、これらの公開の在り方などについて、国民の信頼を確保する観点から幅広く検討が加えられ、令和9年9月30日までに結論を得て、必要な法制上の措置等を講じることが望ましいと考え、改めて法案を提出したものである。

イ 中道改革連合・無所属

企業・団体献金の在り方の議論は、政治と金のルール強化についての30年来の議論の本丸として位置付けられ、この委員会では、昨年3月末までに結論を得ることを目標に議論が続けられてきた。

しかし、昨年の通常国会では、立憲、維新、参政、有志の会が共同提出した禁止法案も、自民の公開法案も、過半数を得ての成立の見通しが立たず、議論が途中で止まってしまった。

昨年秋の臨時国会で、ようやく、国民民主党と公明党が企業・団体献金への規制を強化する法案を出し、禁止の意見を持つ会派と制限の意見を持つ会派が協力すれば、過半数を超え、結論を出すことができるような状況になった。この企業・団体献金の大幅制限が実現すれば、政治改革の30年ぶりの大きな前進であった。

自民党と維新が今回提出した法案は、昨年の禁止か公開かという議論から、有識者会議に丸投げし、取りあえずは何もやらないということに大幅に後退している。禁止より公開と言いながら、昨年出した公開強化法案さえ、今回出ていない。政治資金の改革を大きく先送りするものであり、今まで本委員会で積み上げてきた議論を一からやり直すことになってしまう。

政治改革の議論は、民主主義の根幹である選挙や政治資金についてのルールを決める議論であり、一方的に数の力で決めるものでもない。我々の案は、与野党が分かれていた大きな溝を埋めるためのたたき台である。これから、委員会の議論を通して共通点を見出し、幅広い世論を包み込む一定の結論を導きたい。我々の法案は、一つの大きな案を作るためのたたき台であり、積極的に修正協議に応じていく。

ウ 日本維新の会

日本維新の会は、結党以来、企業、団体からの献金を受け取らないという方針を貫いてきた。また、内規においても明確に企業・団体献金の受取を禁止している。日本維新の会は与党であるが、今後も、企業・団体献金を受け取ることはない。それは、特定の企業、団体による多額の献金が政策の意思決定をゆがめるのではないかと懸念を払拭し、国民に信頼される政治資金の在り方を追求するためである。

憲法第21条の政治活動の一環として企業・団体献金は認められているとしても、最高裁判所の判例は政治献金を推奨しているわけではない。また、今は令和8年であり、最高裁判所判例のあった昭和45年とは、社会の企業・団体献金に対する意識が大きく変わっている。日本維新の会は、企業・団体献金の廃止は重要な課題であるとの認識は継続して有しており、今後も、企業・団体献金の廃止を訴え続けていく。

もっとも、政治資金があることで政治活動は初めて可能となる。そして、各政党の成り立ち、組織の形態、組織の規模は様々であり、また、政治資金の調達の方法も多様である。仮に各政党での合意が不十分なまま拙速にルールを定め、結果としてまたしても抜け穴探しに固執することになれば、元の木阿弥と言わざるを得ない。そのため、政治資金のルールに関しては、有識者の意見を交えつつ、各党各会派で議論を十分に深め、合意を形成することが最も重要であると考ええる。

そこで、自民党との連立政権合意文書では、企業、団体からの献金、政治団体からの献金、受け手の規制、金額上限規制、機関紙等による政党の事業収益及び公開の在り方等を含め、政党の資金調達の在り方について議論する協議体を設置するとともに、第三者委員会において検討を加え、高市総裁の任期中に結論を得ると記載した。企業・団体献金に関しては、第三者委員会の意見を交えつつ、協議体において、献金元と献金先の双方の在り方について議論をするということである。

今回、自民党・無所属の会と日本維新の会で共同提出した法案は、政治資金の収入に関して、国会で設置する学識経験を有する者により構成される合議制の組織で行うこととしている。政治資金の問題は、各党各会派が自ら襟を正していくべきであり、合意できる部分についてはルール化を進めていく必要があるものだが、少なくとも、第三者機関の議論を踏まえ、ルール化を進めていく方向性については、与野党共に共有できるのではないかと。

その上で、政治団体の会計の適正性の確保及び透明性の向上を図る上で極めて有効であると考えられる。

が単式簿記から複式簿記への移行である。これにより、一般企業並みの適正性を確保し、政治資金の透明性を高めることができる。

エ 国民民主党・無所属クラブ

政治活動は、憲法上認められる政治活動の自由の保障の下で、一定の公共の福祉の制約は受けつつも、公明正大に行われることが大原則である。その中で、政治資金については、いわゆる金権政治抑止の観点や、資金力に左右されない政治参画の機会確保の観点など、民主主義の歴史や過去の反省も踏まえながら、時代に即した制度に常に改良していくべきと考える。

政治資金獲得の手段の一つである寄附について、現行制度上、主体別に、個人、政治団体、企業・団体に分類されるが、我々は、いずれも一定の制限の下で認めてよいと考える。

まず、個人からの寄附については、より一層増やしていく努力が必要である。もっとも、企業の規模等によっては企業所得から個人所得への移転が可能であり、実質的に企業献金と変わらない可能性がある点は注意すべきである。次に、政治団体からの寄附については、政治団体は、そもそも、政治的な活動を目的として設立されることから、企業・団体より緩やかに解すべきだが、透明性確保に加え、総量規制を入れていくことが重要と考える。

企業・団体献金については、大企業による多額の献金は政策をゆがめるとの主張があり、我々もその可能性を否定するものではない。ただ、このことをもって、小規模な事業者や団体に至るまであまねく企業、団体の寄附を禁止することは、少なくとも、企業、団体の持つ政治活動の自由や財産権の行使に対する合理性を欠く過度な規制とはならないか。

一方で、透明性だけを強化すればよいという考え方では不十分である。憲法上の権利と社会の実態に即した現実的な規制策として、我が党と中道改革連合で共同提出した考え方、すなわち、受け手の規制、総量規制、そして個人寄附の促進や政党のガバナンス強化を基礎とした検討を早急に行うべきである。

さらに、既に成立した政治資金について国会に設置する第三者委員会の具体化や、政党交付金を受けける政党のガバナンス強化に向けた建設的な議論を各党各会派で進めるべきである。我々が提出した政治資金規制強化法案は、議論が平行線のままで出口が見えない状況が続いてきた問題について各党各会派が歩み寄って合意を見出すためのたたき台であり、数字や対象について固執するものではない。

オ 参政党

まず、大前提として、企業・団体献金については全面的に禁止すべきである。企業や団体にも意見を表明する自由はあるが、多額の資金を提供できる集団ほど政治への影響力を持つことは明らかである。政治は一部の企業や団体の資金力によって支えられるものではなく、多くの国民の支援によって支えられるべきだという観点からも、それを担保する方法として政党助成制度をつくって、企業・団体献金制度の廃止を検討してきた。本来なら平成11年には見直されるはずだったわけであるから、これ以上先延ばしすることのないよう、今すぐ禁止すべきである。

同時に、企業、団体による政治資金パーティー券の購入についても禁止すべきである。パーティー券購入は寄附ではなくて対価の支払とされているが、国民からすれば、企業から政治側に結果的に資金が提供されるという意味では同じであり、同時に禁止すべきである。

こうした議論とは別に、少なくとも早急に解決すべき課題として、外国人及び外国法人による政治資

金パーティー券購入の問題がある。我が国では、外国人や外国法人による政治献金は禁止されているが、これは、日本の政治的な意思決定に外国勢力の影響が及ぶことを防ぐための当然の規制である。ところが、政治資金パーティーについては*、購入者から外国人等ではない旨の書面を提出させるだけの自己申告制となっているため、外国人や外国法人による資金提供ではないという確証は持てない。また、仮に購入者の名義が明らかに日本人だったとしても、実際に誰がその資金を負担したのかまでは十分に確認できず、そもそも国民にはそれを検証する手段がない。

さらに、特例上場日本法人**の問題は極めて重要である。特例上場日本法人のリストについてはそもそも存在しておらず、十分な対策が講じられてこなかった結果、日本企業に外国資本が入り、その影響が政治や政治判断に及んでいるのではないかという疑念が残ったままの状況になっている。日本企業に外国資本が入ること自体を一概に否定するものではないが、政治と金の関係が国民から見えないまま、外国資本の影響を強く受ける企業から政治側に資金が流れることになれば、その企業や株主にとって都合のよい制度改正や政策判断が行われるのではないかという疑念が生じて当然である。外国資本の影響も含めて、国民が簡単に確認できる仕組みを構築すべきである。特例上場日本法人についても、どの企業が該当し、どの政党や政治団体に幾ら資金を提供しているのか、明確に可視化すべきである。

(筆者注) * 外国人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等に係る規制は、令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用。

** 「特例上場日本法人」とは、発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されている法人であり、政治活動に関する寄附が禁止されていない。

カ チームみらい

私どもは、参政党と共同で、企業・団体献金禁止法案を提出した。理由は明快で、企業・団体献金は、正しい政策決定をゆがめるからである。民主主義の根幹は、一人が一票を持ち、その一票の価値が誰しも等しいことにある。ところが、政治資金の供給を通じた不透明な影響力が政治に流れ込めば、この前提は崩れる。資金力を持つ一部の主体が、形式的な一票の平等を超えて、より強力な影響力を行使できる立場に立つ。公開を強化したところで、この構造そのものは変わらない。

我が党は、昨年、結党以来、政治資金の問題の解決を訴えてきた。企業・団体献金を一切受け取っていないだけでなく、自党の収入と支出を誰でもいつでもインターネット上で閲覧できる形で公開をしている。何に幾ら使ったのかを1円単位で見ることができる。党内の会計は、単式簿記ではなく複式簿記で記録をしている。複式簿記への移行が透明性向上に有効だという議論があるが、私たちはこれを、将来の目標としてではなく、既実践し、運用している。

もちろん、企業、団体献金については、まずは規制から始めるという考え方もあるかもしれないが、この議論はもはや長い間尽くされてきた。小さく刻むのではなく、大きな一歩を踏み出し、禁止に踏み切るタイミングだと私たちは考える。

振り返れば、リクルート事件に端を発した政治不信の高まりの中で、細川護熙首相と河野洋平自民党総裁の合意の下、平成の政治改革が実現した。このとき、企業・団体献金は、政治家個人が受け取る分を禁止し、政党向けの分は5年後に見直すと改正政治資金規正法の附則に明記された。この見直しが廃止を意味したのか否かについては、解釈の争いがあることは承知しているが、あのとき国民が政党助成と

いう新たな負担を受け入れたのは、政治と金の問題がいずれ正されると信じたからにほかならない。

さらに、令和 6 年、自民党派閥の不記載問題を受けた政治資金規正法改正の過程で、当委員会の理事会は、企業・団体献金禁止法案について、令和 6 年度末までに結論を得ると申し合わせたにもかかわらず、この期限は過ぎ、結論は出ないまま、各法案は継続審議となった。政治資金の問題は、先送りを重ねてきた平成と令和をまたぐ宿題である。

キ 日本共産党

多くの国民が求めているのは、金権腐敗政治の根絶である。根絶するには、企業・団体献金の全面禁止と政党助成金の廃止を一体として行うことが不可欠である。同時に、日本共産党は、こうした方向を主張、法案提出するだけでなく、企業・団体献金も政党助成金も受け取らないことを自ら実行している。

1993年に発足した細川政権は、企業・団体献金については廃止の方向に踏み切ると言いながら、実際には、1994年の政治改革関連法は、政党支部への献金、政治資金パーティー券の購入という二つの抜け道をつくり、企業・団体献金を温存してきた。そもそも、企業による政治献金は、本質的に政治を買収する賄賂である。国民が自ら支持する政党に寄附することは、主権者として政治に参加する権利そのもの、国民固有の権利である。選挙権を持たない企業が献金することは、国民主権と相入れず、国民の参政権を侵害するものである。営利を目的とする企業が、個人をはるかに超える強大な財力で、金の力で政治に影響を与え、自己の利益を図れば、政治は大企業、財界に向けたものになってしまうことは明らかである。

自民党など企業献金を容認する人たちが今なお1970年の八幡製鉄最高裁判決にしがみついているのは、国民の権利を侵害している実態から目をそらし、立法府が積み重ねた企業・団体献金禁止の議論を無視するものである。政治のゆがみを正し、国民主権を貫くためにも、今必要なのは、企業・団体献金の部分的な制限でなく、企業・団体献金の全面禁止である。今国会の最優先課題は、裏金の原資となったパーティー券購入を含む企業・団体献金の全面禁止の実現である。先送りを許してはならない。

自民・維新案は、企業・団体献金禁止を先送りするだけでなく、第三者機関に丸投げして、立法府の責務を投げ捨てるものである。政党の収入でいえば、政党助成制度そのものの見直しを行うべきである。また、中道・国民民主案は、企業・団体献金を温存するものである。

さらに、政党法制定の検討も問題である。結社の自由を侵害し、国家による政党への介入を招くものである。政党法を持ち出す狙いは、企業・団体献金と政党助成金の二重取りの温存であり、認められない。

(3) 審議における主な論点

以下では、第221回国会において審議された政治資金制度の見直しに係る 3 法律案に関する主な答弁や参考人の意見を整理する。

ア 企業・団体献金の規制と政治活動の自由

企業・団体献金の是非については、図表 3 のとおり、令和 6 年12月、衆議院の特別委員会に企業・団体献金の禁止と憲法第21条との関係についての「政府統一見解」が提出されるなど活発な議論が続いてきたところ、第221回国会においても、野党案の衆第 1 号及び衆第14号に対して、企業・団体献金を制限又は禁止することは、憲法で保障された政治活動の自由に対する過度な制約ではないかとの指摘が行われた。

これに対し中道の発議者からは、「政治活動の自由は、無制限に保障されるものではな

く、公共の福祉の範囲内で、必要最小限度の制約は可能と考えられる。中道・国民案は、議員個人が代表者となっている政党支部が、事実上、議員個人の財布として機能している実態があるとの指摘に鑑み、議員個人と企業・団体献金の受皿となる政党支部の関係性を切り離すため、政党支部について都道府県連に限定することとした。これは、受皿となる政党支部の数が多過ぎると、結局、議員個人の財布が形を変えて維持されてしまうおそれがあり、例えば、衆議院の小選挙区の区域よりも大きな区域が望ましいことや、平成の政治改革において政治資金の調達を政党中心としたことを踏まえ、政党本部のガバナンスが効果的に及ぶと考えられる範囲を勘案した。このように、議員個人と企業・団体との間の癒着という弊害解消に必要な範囲内で制約をかけているものであり、政治活動の自由に対する過度な制約との指摘は当たらない」⁹旨の見解が示された。

これに関し、中北参考人からは、企業・団体献金に対する規制について、「政治資金制度は、抜け穴を塞ごうとして規制を強化し、新たな抜け穴を見つけるイタチごっこの歴史である。企業・団体献金を禁止しても、個人献金や政治団体の献金が抜け穴になる可能性は否定できないし、政党の機関紙などへの企業広告の形を取るかもしれない。その結果、かえって実態が見えにくくなるおそれがある。したがって、抜け穴を塞ごうとすることよりも、当面、可能な限り公開性、透明性を高めて、有権者が選挙で適切に判断できるようにするのがよい」¹⁰旨の意見が述べられた。

図表3 企業・団体献金の禁止と憲法第21条との関係についての政府統一見解（全文）

企業・団体献金の禁止と憲法第二十一条との関係について (政府統一見解)	
	令和6年12月16日 総務省
○ 政治活動の自由は、憲法第二十一条第一項に規定する「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」の保障に含まれるものと解されているが、公共の福祉の観点から、必要やむを得ない限度において、一定の制約に服すべき場合があると考えられる。	
○ 企業・団体が政治活動に関する寄附を行うことは政治活動の自由の一部であり、これを禁止することが、いかなる状況においても憲法第二十一条に照らして許されないということではないと考えるが、公共の福祉の観点からの必要やむを得ない制約であるか、その必要性や合理性については、慎重に検討する必要がある。	
○ 企業・団体献金の禁止の在り方を含め、政治資金規正法の改正については、既に各党各会派において御検討の上、法律案が提出され、衆議院政治改革に関する特別委員会において御議論されているところであるが、審議中の議員提出法案について、政府として意見を申し上げる立場にない。	

(出所) 衆議院政治改革に関する特別委員会理事会提出資料

イ 企業・団体献金の受皿となる政党に対するガバナンスの強化の検討

中道、国民案の衆第1号の附則においては、政党の組織、管理運営等に関する新たな法制度（いわゆる政党法）の適用を受けない政党が企業・団体献金を受けることを禁止

⁹ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第5号（令8.6.18）

¹⁰ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第6号（令8.6.22）

する措置の検討について規定されている。

これについて、国民の発議者からは、政党法の制定により規律すべき政党ガバナンスの在り方については、参議院に提出した法案（参第1号）に考え方を具体的に示しているとした上で、「政党の成り立ちには様々であるので、そういった各党の政治活動の自由にも十分に配慮し、特性を尊重した規定も入れている」¹¹旨の説明が示された。

これに関し、中北参考人からは「基本的には政治活動の自由というのは重要であり、政党に対して法的な規制をかけ過ぎることについては慎重であるべきではないか」¹²とした上で、政党法による規制は、企業・団体献金というよりは、政党交付金の交付に関連付けるべきではないかとの意見が述べられた。

ウ 与党案において学識経験者による検討を求めている理由

自民・維新案の衆第12号は、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方について、国会に置かれる学識経験を有する者により構成される合議制の組織において検討が加えられ、この結論に基づき、必要があると認められるときは、速やかに法制上の措置その他の措置が講じられるものとするとしているところ、国会における法制上の措置に先立ち、改めて学識経験者による検討を求める理由が問われた。

これに対し、自民の発議者からは、「これまでも各党各会派がそれぞれの立場から法案を提出した上で、委員会の俎上に乗せて活発に議論をしてきた。ただ、企業・団体献金の在り方については、なお意見の隔たりがある。そのため、各党各会派のそれぞれの立場を前提とした議論に委ねていては、結論を得ることは容易ではないと考えた。そこで、我々は、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方について、専門的知見を有する第三者による公正かつ中立的な組織において検討を行い、その結果に基づいて措置を講じることが望ましいと考え、今般の法案提出に至った」¹³旨の説明が示された。

こうした説明に対し、自民が前年に提出した政治資金の透明化のための法案（第217回国会衆第4号）を今国会に再提出しない理由が問われ、自民の発議者からは、「我が党としては、政治資金の在り方については、禁止よりも公開という下に、公開性・透明性を高める取組をしてきたところである。さきの衆議院選挙の政権公約において、この趣旨を具現化すべく、透明性・公開性の強化に取り組むということを国民に示したが、まずは我が党の中のガバナンスの問題である。そうした観点から、今回は、プログラム法案として、各党各会派の合意形成に資するための中立的な第三者機関の検討を提案させていただいた上で、公開性・透明性の強化については支部におけるオンライン提出の促進なども含めて、まずは我が党でしっかりとした姿勢を示そうと整理した」¹⁴旨の見解が示された。

エ 与党案における第三者機関の具体的な想定と対応

自民・維新案における「国会に置かれる学識経験を有する者により構成される合議制

¹¹ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第5号（令8.6.18）

¹² 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第6号（令8.6.22）

¹³ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第5号（令8.6.18）

¹⁴ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第5号（令8.6.18）

の組織」と規定されている第三者機関の具体的な想定については、自民の発議者より、「この第三者機関の委員の選任方法、人数、委員の属性を含めた具体的な合議制の組織の在り方については、本法案が成立した後に各党各会派間で十分に協議をされるものと認識している」とした上で、「具体的な人選については、例えば政治資金適正化委員会については、弁護士、公認会計士、税理士等を指名するという人選基準を定めて議長が指名している。そうしたことを先例として有識者を選定していくものと思うが、少数会派等にも配慮したものも含めて協議が行われると承知している」¹⁵旨の認識が示された。

また、この第三者機関による検討の結果示された結論を踏まえ、国会としてどのように対応するのかについては、自民の発議者より、「今回は、第三者機関に検討を預けることによって、まず流れをつくっていくということであり、あらかじめその結論について予測することや結論の方向性をこの場で言うということは適切ではない」¹⁶旨の見解が示された。

これに関し、谷口参考人からは、「国権の最高機関である国会を法的に拘束することはできないが、国会自らが長年にわたり結論を得ることができず、第三者機関の知見に依拠せざるを得なくなった経緯に照らせば、「必要があると認められるときに措置を講じる」という消極的な規定にとどめるのではなく、勧告を尊重して措置を講じる旨を明記することが国民に対する誠実な態度ではないか」¹⁷とし、第三者機関による結論に対する国会の尊重義務を法案に明記すべき旨の意見が述べられた。

オ 第三者機関と令和6年のプログラム法における「政治資金監視委員会」との関係

自民・維新案における第三者機関については、令和6年12月に「プログラム法」として既に制定されている「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」において規定された「政治資金監視委員会」との役割の違いについても問われた。

これに対して自民の発議者からは、「政治資金監視委員会については実務者の間で協議が行われている。今回、この衆第12号の中で設置をすることとしている第三者機関について政治資金監視委員会を位置付けるとすることは必ずしも排除されているわけではなく、具体的な合議制機関の在り方については成立後の各党各会派間の協議にて決定をされていく」¹⁸旨の認識が示された。

これに関し、谷口参考人からは、「政治資金については、既に総務省に政治資金適正化委員会が設置されており、その上、更に政治資金監視委員会を設置し、加えて別途、学識経験を有する者により構成される合議制の組織を設けるとすれば、組織の冗長さは避けられない」¹⁹とし、衆第12号における「合議制の組織」については、「政治資金監視委員会」と明記する修正を行うべきとの意見が述べられた。

¹⁵ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第5号（令8.6.18）

¹⁶ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第5号（令8.6.18）

¹⁷ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第6号（令8.6.22）

¹⁸ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第5号（令8.6.18）

¹⁹ 第221回国会衆議院政治改革に関する特別委員会議録第6号（令8.6.22）

5. 今後の検討事項

先述のとおり、第221回国会においては、政治資金制度の見直しについて、衆議院の特別委員会で関係法律案3案の審議が開始されたものの、SNS選挙に係る「公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第26号）や衆議院議員の定数削減に関する「衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案」（衆第28号）の審議日程との関係などを背景に、同国会の会期中には結論を得るに至らず継続審査となった。また、参議院において提出された2法律案については、委員会に付託されないまま未了となった。

なお、政治資金制度に関する検討事項としては、これまでに成立した法律の附則等において、図表4のように規定されている。今後は、継続審査とされた法律案の扱いとともに、現行法の附則等における検討事項も含めた国会における対応が注視される。

図表4 政治資金規正法の附則等における今後の検討事項

検討事項	条文の規定
・ 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置	個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除（中略）の対象の拡大、当該特別控除に係る控除率の引上げその他の個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 * 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）附則第16条第2項
・ 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討	（略）この法律の施行後三年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、当該規定の施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。 * 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）附則第16条第4項
・ 政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置	政党助成法（中略）第三条第一項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（中略）の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（注：令和7年1月8日）後一年以内を目途として講ずるものとする。 * 政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）附則第10条
・ 政治資金監視委員会の設置（「プログラム法」の具体化）	政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会（中略）を置くものとする。 * 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）第2条

（出所）政治資金規正法等の規定より筆者作成

（みすみ まさかつ）